

		現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題
第1章	自立支援等に取り組む区市町村への支援			
	地域状況の実態把握等を踏まえた地域マネジメントの必要性 自立支援、介護予防、重度化防止等の取組の必要性	・地域ごとの包括ケアシステムを構築するために、保険者による地域課題の分析と適切な地域マネジメントが必要 ・自立支援・介護予防等に取り組む区市町村への支援が必要	・見える化システム研修の実施 システム操作説明のほか現状分析等を用いた地域分析手法の説明 ・保険者機能強化のための区市町村職員研修の実施 地域分析や保険者マネジメントの必要性、保険者機能強化に係る情報交換等 ・見える化システム等のデータを活用した地域分析の実施及び情報提供 ・介護保険業務技術的助言の実施 ・保険者機能強化推進交付金を用いた都道府県及び都内区市町村の比較、課題分析、支援の実施 ・取組と目標の設定に係る区市町村の課題把握、情報共有、助言、支援の実施	・見える化システム研修の実施 ・保険者機能強化のための区市町村職員研修の実施 ⇒年1回開催を実施しており、今後も継続して実施 ・見える化システム等のデータを活用した地域分析の実施及び情報提供 ・介護保険業務技術的助言の実施 ・保険者機能強化推進交付金を用いた都道府県及び都内区市町村の比較、課題分析、支援の実施 ・取組と目標の設定に係る区市町村の課題把握、情報共有、助言、支援の実施 ⇒今後も継続して実施し、加えて、保険者に対してより効果的な情報提供を行っていく。 ・上記取組によっても、 <u>介護保険事業計画や高齢者施策全体に係る保険者機能（地域の繋がり機能・マネジメント機能）を強化するための支援は十分でない。</u>
第2章	特別養護老人ホームの整備	・令和7年までに6万2千人分整備 ・土地の確保が困難（区部の整備が遅れている） ・建築価格が高騰	<u>必要なサービス量を確保するため特別養護老人ホームの整備を進めます</u> ・整備費補助（加算） ・定期借地料の助成 ・公有地の活用、賃料減額 ・オーナー型整備の推進	【令和元年度末実績】 559施設・定員 50,506人 （7期計画策定時に比べ38施設・定員3,458人増加） 【7期の取組状況等】 ・区市町村への用地確保支援事業の開始（令和元年度）、定期借地権の一時金の拡充（令和2年度）等を実施し、整備を促進。 ・7期中の定員増は、4,700人程度の見込み（6期：4,150人） ・区部の整備率は1.21%（平成28年度末）から1.35%（令和元年度末）に増加（都全体では1.51%→1.62%）。 ・施設の整備、地域偏在の緩和は一定程度進んでいるが、区部を中心に土地確保は困難な状況が続いている。 ・公有地を活用した整備についても、活用可能な公有地が限られており、減少傾向にある。 ・地域福祉推進交付金により、広域的に利用する特養を地域の必要数を超えて整備する区市町村を支援（交付件数：H30年度1件、令和元年度2件）
	介護老人保健施設の整備促進	・令和7年までに3万人分整備 ・土地の確保が困難（区部の整備が遅れている） ・建築価格が高騰	<u>必要なサービス量を確保するため介護老人保健施設の整備を進めます</u> ・整備費補助（加算） ・定期借地料の助成 ・公有地の活用、賃料減額	【令和元年度末実績】 202施設・定員21,829人 （7期計画策定時に比べ4施設、定員232人増加） 【7期における取組等】 ・改築に対する補助の開始（令和2年度）等により、整備を促進を図っているが、整備は伸び悩んでいる。 ・区部を中心に土地確保は困難な状態が続いている。公有地を活用した整備についても、活用可能な公有地が限られており、減少傾向にある。 ・人件費等の増加による経営状況の悪化等により、定員の減少や事業廃止を検討する施設も増加している。
	療養病床の転換支援	・令和5年までに介護療養型医療施設が廃止	<u>介護療養病床の転換に対する支援等を行います</u> ・転換整備費の補助	【令和2年4月1日現在の状況】 ・介護老人保健施設への転換：2施設・定員307人 ・介護医療院開設状況：16施設・定員1,496人 ・介護療養型医療施設：33施設・定員2,246人 【7期における取組等】 ・介護医療院への転換整備費補助事業の開始（令和元年度）等により、整備費補助を充実。 ・開設に向けたガイドブック作成や転換の際の申請書類の軽減等により、療養病床からの転換を推進。 ・現行の介護療養病床の経過措置期間は令和5年度末までであるが、転換先が未定の施設がある。

		現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題
第2章	地域密着型サービスの整備促進			
	認知症グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年までに2万人整備 土地の確保が困難（区部の整備が遅れている） 建築価格が高騰 	<p>地域密着型サービスの整備を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費補助（加算） 公有地の活用、賃料減額 オーナー型整備の推進（マッチング事業） 	<p>【令和元年度末実績】</p> <p>658施設・定員11,369人 （7期計画策定時に比べて39施設・定員753人の増加）</p> <p>【7期における取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費補助における高騰加算の導入や重点整備地域の拡大（平成30年度）、オーナー型への加算(令和元年度)の取組により、整備が一定程度進んでいる。 直近3か年では、半数以上がオーナー型整備であるが、マッチング事業の成立案件は3件となっている。登録不動産数、登録運営事業者数が少ないこと、区市町村公募期限までの間にマッチング成立が必要となるため時間が限られることなどの課題がある。 区部を中心に土地確保は困難な状態が続いている。公有地を活用した整備についても、活用可能な公有地が限られており、減少傾向にある。 7期における区市町村の見込量に対する実績は概ね達成する見込みであるが、令和7年度までに2万人の整備目標については、区市町村の見込量と乖離がある。
	小規模多機能・看護小規模多機能	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活を支える有効なサービスであるが、数が少ない 土地の確保が困難 	<p>地域密着型サービスの整備を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費補助 公有地活用 GHなどとの併設加算 （看多機）開設アドバイス、訪問看護師の研修 	<p>【令和元年度末実績】</p> <p>小規模多機能226施設、看護小規模多機能44施設 （7期計画策定時に比べて、小規模多機能14施設、看護小規模多機能14施設の増加）</p> <p>【7期における取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高騰加算の創設(平成30年度)、特養や認知症GHの整備費補助等における併設加算の促進策はあるが、整備はあまり進んでいないと考えられる。 看多機は在宅療養の一層の推進のために有効なサービスであるが、運営が難しいため事業者が参入せず、数が少ない
第3章	高齢者のための居住支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者への入居制限が行われている 見守りや生活支援が必要な高齢者がいる 	<p>公共住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化します</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住支援協議会の設置支援 セーフティネット法に基づく取組（登録住宅制度、居住支援法人の活用） 家賃債務保証業者の登録制度 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに区市の50%以上の居住支援協議会設立目標とし、2019年度末までに21区市で設立、今後も設置予定の区市があり設立機運が高まっている。 区市協議会では、地域の実情に応じた取組を行っており、セミナーの開催や相談窓口の設置などを行っている。 孤独死等、高齢者の入居に伴う貸主のリスクや不安が大きく、セーフティネット住宅の登録が進んでいない。
			<p>地域で高齢者を支える仕組みの整備を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 住まいの確保と生活支援等に一体的に取り組む区市町村を支援 	<p>（生活支援付すまい確保事業）</p> <p>○高齢者を含めた住宅確保要配慮者は、経済力や世帯の特性、社会関係力が弱いなどの属性等により、入居制限を受けやすい。</p> <p>○住宅確保要配慮者に対し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保と生活支援に取り組み、円滑な入居促進を図っていく必要がある。</p> <p>（寄りそい型宿泊事業）</p> <p>○身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市の取組を支援する。</p> <p>○事業継続（4区）</p> <p>○新規事業（0区市）</p>
	高齢者向け住宅等供給促進	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅を令和7年までに2万8千戸供給 	<p>高齢者向け住宅等の供給を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> サ高住に対する整備費補助（医療・介護サービス事業者併設加算） 一般住宅との併設支援 東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給支援、東京シニア円滑入居賃貸住宅登録制度 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末のサ高住等の供給戸数は、21,764戸となっており、着実に整備が進んでいる。 一般住宅併設サ高住は、平成30年度、令和元年度の供給実績はなし。 シニア円滑制度は、平成29年10月に創設された住宅セーフティネット制度と類似した制度となるため、令和元年度に終了した。 サ高住の平均介護度は令和元年で1.52（平成29年1.59）であり、医療や介護と連携したサ高住の充実が必要
高齢者向け住宅の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の確保 サービス内容が分かりづらい 	<p>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準強化の取組を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> サ高住の登録制度（都独自基準の追加） <p>サービス内容等の情報公開を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」の策定 <p>サービス付き高齢者向け住宅に対する現地検査等の取組を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地検査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国制度では、①緊急時対応が必須ではない②虐待防止等の措置義務等がない。 サ高住で提供されるサービスと外部の介護・医療サービスの違いなど、制度がわかりづらい。 都道府県等による登録制度（5年更新）であり、登録後の状態を継続的に把握し、サービスの質を確保することが必要 	

	現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題
<p>第4章</p> <p>介護人材の確保と定着</p>	<p>・有効求人倍率が高い</p> <p>・有資格者、経験者等の休職者が多い</p>	<p>全体総括</p> <p>7期では、都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」の視点から、様々な取組を総合的に進めてきた。</p> <p>しかしながら、労働力人口の減少や他業種の求人動向に影響され、有効求人倍率は依然として高く（平成31年度：7.15倍）、人手不足は一層深刻化している。そのため、様々な世代をターゲットにした確保の取組は、引き続き必要である。一方で、今後は、社会全体において働き手の確保が一層難しくなることから、すでに介護現場で働いている職員にとって働きやすい職場環境の改善やICT導入・業務の効率化を含む生産性向上など、人材の確保が厳しい状況であっても質の高いサービスが提供できるような施策の展開が必要である。また、地域の特色を踏まえた確保策も重要であることから、区市町村への支援をより一層充実させる必要がある。</p> <p>多様な人材の参入を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉人材対策推進機構 ○普及啓発・職場体験 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への早期働きかけ ・学生へのセミナー、職場体験 ○就業支援・マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉人材センターの運営（職業紹介） ・福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」による情報提供 ○就職説明会 ○再就業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・合同就職会の開催 ・再就業支援 ○資格取得 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士等修学資金貸与 ○職場体験、就業支援、資格取得までの一貫した支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学生・主婦などを職場体験から就業まで支援 ・失業者への研修、就業支援 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が合同で就職説明会や研修、人事交流を実施 ・介護職員の奨学金返済を支援する事業者を支援 	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>都における介護関連職種の有効求人倍率は全業種を大きく上回っており、人手不足が深刻化している中、人材の確保に当たっては、学生、主婦、就業者や高齢者など、様々な世代をターゲットとして対策を講じることが必要</p> <p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護業務への就労を希望する人に対する職場体験や、介護施設等で働きながらの介護資格取得の支援など、多様な人材が介護分野で働くことができるよう支援 ・介護事業所等に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、在学中に奨学金貸与を受けた介護職員に対して返済金相当額を手当として支給する事業者を支援 ・介護業界以外で就業中のシニア等に対して介護の魅力や技術を習得等させることで、将来的に介護業界への就職等を促進 ・福祉の職場や研修・イベント等に関する情報を、「ふくむすび」にて広く発信 <p>（課題）</p> <p>都における介護関連職種の有効求人倍率は依然として全業種を大きく上回っており、都内の介護事業所・施設における人手不足が一層深刻化していることから、様々な世代をターゲットにした対策は引き続き必要</p>
	<p>・介護の仕事のイメージが悪い</p>	<p>介護の仕事に対するイメージ改善に取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の仕事イメージアップキャンペーンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の仕事イメージアップキャンペーンの実施 <p>⇒イメージキャラクターとしてのハローキティの認知度が不十分であり、キャラクターとしての訴求力を生かし切れていない。</p>
	<p>・労働環境、福利厚生などの職場環境改善が必要</p>	<p>介護の仕事の環境改善を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用環境改善 <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい福祉・介護の職場宣言情報の公表 ・職場改善のためのアドバイザー派遣 ・宿舍借り上げ支援 ・介護職員のための相談窓口設置 ○子育て支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設の運営支援 ・産休病欠代替職員確保支援 ○業務負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代介護機器、ICT機器の導入支援 ○職員育成環境 <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップ研修の支援 	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>介護職員の離職の原因は、必ずしも賃金・休暇等だけでなく、職場において十分な人材育成や労働環境の改善がなされないことによる不安・不満も大きく影響しているため、魅力ある職場づくりに向けた事業者の意識改革が必要</p> <p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として公表 ・住宅費の負担軽減等による働きやすい職場環境の確保と災害時の運営体制の強化を図るため、福祉避難所の指定を受けた施設等の運営事業者が、施設周辺で職員宿舎を借り上げた場合に支援 ・ICT機器や次世代介護機器の導入に関する経費の支援等を実施 ・介護事業所向けに、情報共有、業務手順や役割分担の見直しなど、生産性向上に向けたセミナーを実施予定 <p>（課題）</p> <p>労働力人口の減少と介護ニーズの増大により、今後は、社会全体において働き手の確保が一層難しくなることから、すでに介護現場で働いている職員にとって働きやすい職場環境の改善やICT導入・業務の効率化を含む生産性向上など、人材の確保が厳しい状況であっても質の高いサービスが提供できるよう、更なる施策の展開が必要</p>
	<p>・介護職員の給与が低い</p>	<p>介護職員確保等に資する介護報酬の設定に向けて取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の処遇改善加算 	<p>（介護職員の給与が低い）※介護事業者</p> <p>大都市と地方の人件費や物件費の違いなど地域差があり、解消には至っていない。</p>
	<p>・職責に応じて処遇されるキャリアパスの仕組みが不十分な事業所が多い</p>	<p>介護職員のキャリアパスの構築を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス導入に取り組む事業者を支援 ・キャリア段位制度活用によるキャリアパス導入を支援 	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>介護人材の定着を図るためには、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入を促進していくことが必要</p> <p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のキャリア段位制度を活用してキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が各々にあったキャリアパスの導入に取り組み、職員がキャリアアップ図れる環境を実現し、介護人材の定着促進につなげていくことが必要。
	<p>・地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成が必要</p>	<p>地域の特色を踏まえた介護人材対策の取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が取り組む介護人材対策への支援 	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が地域の特色を踏まえて取り組む介護人材対策への支援を行うことによって、地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成を図る <p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金をもとに補助金を創設し、区市町村の介護人材対策を支援 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期の介護保険事業計画に介護人材確保と業務効率化の取組の明記が必須となる予定であり、また、地域の特色を踏まえた区市町村の取組も広がりつつあることから、区市町村への支援については一層の充実が必要

	現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題
第4章	介護人材の育成		
	資質の向上	<p>・介護ニーズの複雑化・多様化が進み、専門的な知識・技能のスキルアップが必要</p> <p>資格取得等を支援し、質の高い人材の育成を推進します</p> <p>・資格取得のための支援（受講費支援、代替職員支援等）</p>	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>・介護ニーズの複雑化・多様化・高度化が見込まれる中、これらのニーズに対応していくために、介護職員の専門的な知識・技能を高めていくことが必要</p> <p>（取組）</p> <p>・介護職員が働きながら介護福祉士の資格の取得に取り組めるよう支援</p> <p>・介護職員が研修に参加する際に、代替職員を派遣することにより、研修に参加しやすい環境づくりを支援</p> <p>（課題）</p> <p>・今後も介護ニーズに対応していくために、引き続き、介護職員の専門的な知識・技能を高めていくことが必要</p>
	医療ニーズへの対応	<p>・喀痰吸引等の医療的ケアが行える介護職が必要</p> <p>介護職員の医療的知識の習得を支援します</p> <p>・介護職員のスキルアップ研修実施</p> <p>・介護職員等によるたんの吸引等のための研修実施</p>	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>・医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加している状況を踏まえ、医療と介護の連携強化を一層推進していくことが必要であり、業務上必要な医療的知識を有する介護職員の育成が必要</p> <p>・社会福祉法及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月から、一定の研修を修了した介護職員等は、医師の指示、看護師等との連携の下、たんの吸引と経管栄養を実施できるようになったことから、体制の整備が必要</p> <p>（取組）</p> <p>・介護職員を対象に、業務上必要な医療的知識に関する研修を実施</p> <p>・介護職員等を対象に、たんの吸引等に関する研修を実施</p> <p>（課題）</p> <p>・医療と介護の連携強化の一層の推進が求められていることから、引き続き医療的知識を有する介護職員の育成が必要</p>
	ケアマネジメントの質の向上	<p>・高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要</p> <p>介護支援専門員の研修を充実し、ケアマネジメントの質の向上を目指します</p> <p>・介護支援専門員研修（法定研修）</p> <p>・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用した研修の実施</p> <p>・自立支援・重度化防止等に向けた介護支援専門員研修の実施</p>	<p>（ケアマネジメントの質の向上）</p> <p>・平成30年度から、居宅介護支援事業所の管理者要件に主任介護支援専門員であることが追加される（但し令和8年度末まで経過措置あり）など、地域包括ケアシステムの推進のため、質の高いケアマネジメントに向けた研修の充実等が必要。</p> <p>・介護支援専門員の研修受講に係る負担軽減や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修実施方法の見直しが必要。なお、令和2年度国補正予算において、介護支援専門員研修のオンライン化に係る教材の作成が事業化されている。</p> <p>・医療と介護の連携強化推進のため、引き続き医療的知識を有する介護支援専門員の育成が必要。</p>
介護分野における外国人介護従事者の支援	<p>・技能実習生など、外国人人材を活用する事業所も増えている</p> <p>外国人介護福祉士候補者の資格取得を支援します</p> <p>・EPAに基づく資格取得支援</p> <p>外国人技能実習制度における介護従事者の受入れを支援します</p> <p>・技能実習生を受け入れる事業所支援（日本語学習等）</p>	<p>（これまでの取組の考え方）</p> <p>・介護施設等が各制度（経済連携協定、技能実習制度など）の趣旨に沿って、円滑に外国人介護人材の受入れができることが必要</p> <p>（取組）</p> <p>・介護施設等が経済連携協定や技能実習制度に基づき外国人介護人材を受け入れる場合に、日本語や介護技能の学習に必要な経費を支援</p> <p>・介護施設等が円滑に外国人介護人材を受け入れられるよう、各制度の紹介等を行うセミナー、介護業務及び生活面の指導を行う際のポイント等を学べる研修及び、留学生への学費等の支給に要する経費の支援を実施</p> <p>（課題）</p> <p>今後、外国人介護人材を雇用する介護施設等の増加が見込まれる。</p> <p>介護施設等が各制度を活用して、円滑な外国人介護人材の受入れができるように、受入施設の実態を整備するとともに、受入支援の充実化を図ることが必要。</p>	

	現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題	
第5章	地域における在宅療養			
	地域における医療と介護の連携等	<p>在宅療養患者を支える地域の取組を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医師会、区市町村、在宅療養関係者等による協議の場の開催 在宅療養の推進に取り組む区市町村を支援 切れ目のない在宅医療の提供に取り組む区市町村を支援（24時間診療体制の確保、後方病床の確保等） ICT導入など多職種間の情報共有を支援 医療・介護等の多職種の連絡会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村での在宅療養推進の取組を支援するため、「地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会」を開催し、在宅医療・介護に関するデータの提供や、好事例や先行事例の紹介などの情報発信を行うとともに、地区医師会と区市町村との連携強化を図った。 区市町村における24時間の診療体制確保に向けた取組やICTを活用した多職種での情報共有・連携等の取組に対する支援を実施。 また、医療・介護に関係する団体による「多職種連携連絡会」を運営し、多職種相互の理解促進や連携強化を図った。 こうした支援等により、地域における在宅療養の推進に向けた取組が進んできたところであるが、区市町村によって取組の状況は様々である。 また、ICTを活用した情報共有については、システムを導入したが登録患者数が伸びないなど、活用が進んでいない地域があることや、病院と地域の医療・介護関係者間の情報共有の充実が求められている。 	
	地域での看取りを行える体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしの場における看取りの増加 	<p>暮らしの場における看取りを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発リーフレットの作成 医療・介護従事者の研修を実施 介護施設等における環境整備を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 人生の最期の過ごし方を考え家族などと話し合うことの重要性や地域での暮らしを支える在宅療養の取組等を盛り込んだ都民向けリーフレットの配布、都民向け講演会を実施し、都民への普及啓発に取り組むとともに、区市町村の看取りに関する取組への支援を実施。 また、医療・介護関係者を対象とした研修を実施し、在宅及び施設における看取りに関する専門知識を提供。 引き続き、都民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、希望に沿った最期を迎えられるよう、看取り支援の充実を図っていく必要がある。
在宅療養生活への円滑な移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療機関と地域の医療介護関係者との連携が必要 	<p>医療機関と地域の連携を強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院職員、在宅医療介護関係者等との多職種研修の実施 入院支援を行う人員配置を支援 広域的な協議の場を開催 退院支援マニュアルや転院支援情報システムの活用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修の実施や、入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費へ支援を行い、医療機関における入退院支援体制の充実を図った。 また、在宅療養に関する地域の現状・課題や今後取り組むべき課題等について二次医療圏ごとに協議する「地域医療構想調整会議在宅療養ワーキンググループ」を設置し、広域的に取り組むべき課題や取組の検討等の促進を図った。 引き続き、入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院間における情報共有について、更なる充実が必要。 	
第5章	訪問看護ステーションへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪看の人材確保・育成が必要 小規模な事業者が多いため、運営支援が必要 	<p>訪問看護人材の確保・定着を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護のPRを実施 新任看護師就業への支援 代替職員確保の支援 育児・介護中看護職への支援（eラーニング等） <p>訪問看護人材の育成を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護師を育成指導できる教育ステーションの指定 管理者・指導者の育成研修を実施 <p>訪問看護ステーションの運営等を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪看や看多機の開設を支援（コンサルによる相談） 事務職員の雇用支援 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーション数は増加しているため、今後は質の向上に資する事業体系にシフトする必要。質の向上のためには、看護人材が集まり、成長できる職場となるよう、人材育成体制や勤務環境の整備が必要。 在宅療養の一層の推進のため、多職種連携が必要
	在宅療養を支える人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養に従事する人材の育成 	<p>在宅療養に関わる人材確保・育成を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を行っていない診療所医師等への働きかけ（セミナー） 在宅療養地域リーダーの養成 病院医療従事者への研修の実施 病院職員、在宅医療介護関係者等との多職種研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を行っていない診療所医師等を対象とした在宅医療への理解を深めるためのセミナー等を実施するとともに、地域において在宅療養の中心的な役割を担うリーダーを養成する研修を実施したほか、病院における在宅療養に関する理解促進を図る研修等を実施し、在宅療養に関わる人材の確保及び育成を図った。 引き続き、増加する訪問診療の需要に対応するため、人材育成・確保に向けた取組を進めていく。
	在宅療養に関する都民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養や看取りについて都民に理解してもらうことが重要 	<p>在宅療養に関する都民への普及啓発を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発に取り組む区市町村を支援 パンフレットやDVDを作成 	<ul style="list-style-type: none"> 人生の最期の過ごし方を考え家族などと話し合うことの重要性や地域での暮らしを支える在宅療養の取組等を盛り込んだ都民向けリーフレットの配布するとともに、看取りに関する講演会を実施。 また、都民の在宅療養に関する理解を深めるためのDVDを作成し、区市町村の普及啓発の取組を支援した。 こうした取組により、区市町村における看取りや在宅療養に関する普及啓発の取組が進んだところであるが、アドバンス・ケア・プランニング等更なる普及啓発が必要な事項については、引き続き都において取り組んでいく必要がある。

	現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題	
第6章	認知症対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、認知症対策を総合的に推進することが必要 ・認知症に対する正しい理解が必要 	<p>総合的な認知症施策を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都認知症対策推進会議 ・パンフレット「知って安心認知症」作成 ・ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の将来推計等は3年前と比べ、大きな変化はない。 ・国において「認知症施策推進大綱」が策定され、認知症基本法が提出されており（成立のめどは今のところ立っていない）、国の動向も踏まえて施策を推進していく必要がある。 ・様々な普及啓発を実施しているが、認知症に対する都民の理解をさらに深めるため、認知症の方本人からの情報発信について検討が必要。
	認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供			
	専門医療の提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人に対する適切な医療の提供が必要 	<p>専門医療の提供と地域連携を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターによる取組の推進 ・認知症支援推進センターによる支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターについて、7期計画期間中は、現在指定を行っている12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターと地域連携型認知症疾患医療センター40か所の計52か所の認知症疾患医療センターにより取組を推進してきた。 ・計画の評価指標の目標を島しょ地域を除く53施設の指定としているが、7期中は52施設の指定となっている。残り1か所の檜原村については、医療資源が少なく、認知症疾患医療センターの設置が困難であったため、島しょ地域を対象として平成30年度から開始した認知症支援推進センターが実施する認知症医療サポート事業の対象を平成31年度から檜原村にも拡大し、認知症の人と家族の支援体制の充実に向けた取組を進めた。 ・認知症医療支援体制検討部会において、認知症疾患医療センター未設置地域については、地域拠点型認知症疾患医療センターの協力を得て、認知症支援推進センターがサポートすることにより「全区市町村で認知症の人の地域生活を支える医療・介護の連携体制を構築」といった体制整備につながることから、評価指標の目標の見直しを行うことについて了承された。 ・各病院の体制等の違いにより、認知症疾患医療センターの機能に格差があり、圏域の規模等によっても認知症疾患医療センターに求められる機能や連携の在り方が異なることから、取組方法等について、地域ごとに違いが生じてきている。こうした認知症疾患医療センターの取組状況の違いを踏まえた支援や取組内容の充実に向けた検討が必要。
	適時・適切な支援に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・早期診断、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築 	<p>多職種協働による適時・適切な支援を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症コーディネーター等を配置する区市町村を支援 ・区市町村が設置する認知症初期集中支援チームの活動を支援 ・早期診断・早期対応を図るため認知症検診を行う区市町村を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターに配置するアウトリーチチームが、認知症初期集中支援チームだけでは対応が困難なもの等について、助言や訪問支援を行ったり、初期集中支援チームのフォローアップ研修や事例検討会などにより、活動の支援を行っている。 ・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーターの配置数や活動規模、活動方法に区市町村ごとに違いが出てきており、こうした地域差に対応した人材育成の支援方法が必要となってきた。
	認知症の人と家族を支える人材の育成			
	認知症の人に対する適切なケアの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の適切なケアを実施できる人材の育成 	<p>医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者に対する認知症研修の実施 ・認知症疾患医療センターがかかりつけ医や地域の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修を実施 ・認知症支援推進センターが認知症サポート医等の専門職に対する研修や地域の指導的役割を担う人材を育成 ・歯科医、薬剤師に対する認知症対応力向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点型認知症疾患医療センターが二次保健医療圏域ごとに行う研修に加えて、各認知症疾患医療センターにおいても区市町村単位での研修を実施することとした。 ・認知症疾患医療センターの体制等の違いにより、取組内容や方法等について、地域ごとに違いが生じてきている。 ・認知症支援推進センターが「都における医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点」として取組を進めてきているが、研修の対象となる医療従事者等、認知症に係る医療提供体制が進んだ状況に対応した研修の見直しが必要となってきた。
認知症の人と家族を支える地域づくり				
認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等のインフォーマルな支援を含めたネットワークづくりが必要 	<p>認知症の人と家族を支える地域づくりを推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携支援や認知症カフェの設置支援等、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援 ・キャラバン・メイト養成・認知症サポーターの養成支援 ・認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりの推進 ・身元不明・行方不明者の早期解決の取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症とともに暮らす地域あんしん事業に平成31年度から「認知症検診推進事業」を加えて実施しており、それ以外の認知症ケアプログラムと認知症地域支援推進事業の終期が令和2年度までとなっている。認知症地域支援推進事業については、平成30年度実績2自治体、令和元年度実績1自治体と実績も上がっていないため、課題を検討し事業の見直しが必要。 ・認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成は進んでいるが、さらに、地域ごとに認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築等が必要 	
若年性認知症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な課題など若年性認知症特有の課題への対応 	<p>若年性認知症対策を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症総合支援センターの運営（相談、研修、区市町村支援等） ・介護サービス事業所等向けのガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内2か所の若年性認知症総合支援センターを中心として施策を進めているが、平成30年度の実態調査において、身近な場に若年性認知症の人のニーズに合った通いの場の支援や、理解促進に向けた普及啓発が必要という提言を受けている。 	

	現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題	
第7章	地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりなど、求められる役割が増加 ・専門人材の確保困難 	<p>地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・機能強化型地域包括視線センター設置等に取り組む区市町村を支援 ・地域づくり推進員配置への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター職員研修 ・センターの業務多忙、欠員等により、現任研修の受講者数が伸び悩んでいる。 ○機能強化型地域包括視線センター設置 ・都単補助（10/10）から包括補助（1/2）への移行に伴い、活用する区市町村数は頭打ちとなっている。
	介護予防の推進			
	増え続ける要支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する高齢者の介護予防の取組が重要 	<p>介護予防の取組を総合的かつ継続的に支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防推進支援センターにより区市町村を支援（相談、情報共有、伴走型支援等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・フレイル予防の普及啓発 ・R1年にウェブサイトやリーフレット等を作成し、都民向けの普及啓発を実施。フレイル予防について引き続き啓発が必要 ○通いの場づくりの推進 ・東京都介護予防推進支援センターを設置し区市町村に対する専門的な助言を行うとともに、通いの場づくりに取り組む推進員を配置する区市町村を支援。通いの場の参加率は着実に上昇し、活動内容別では体操が約半数を占めている ・通いの場の取組状況は区市町村ごとに差があり、フレイルの視点を踏まえることや、高齢者が関心等に応じ参加できる多様な通いの場づくりが必要 ○区市町村における総合事業の訪問・通所型の実態把握 ・訪問Cの実施自治体は3割、通所Cは5割と低調であり、実態の把握が必要である
	新しい介護予防に向けた発想の転換	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の予防の場による地域づくりが重要 	<p>住民運営の通いの場づくりを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場づくりに取り組む区市町村を支援（介護予防推進支援センター） 	
	多職種連携の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携による自立支援が重要 	<p>自立支援・介護予防に向けた地域ケア個別会議の実施、地域ケア会議の充実を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催に取り組む区市町村を支援（職員研修、モデル事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議体制構築支援モデル事業 ・H29～H31まで6のモデル自治体を支援 ・これまでの取組を踏まえ、具体的な事例、会議開催のポイント等をまとめた報告書を作成、区市町村へ配布 ・今後、区市町村における実践を促すため、実践者養成研修を講師養成研修へ再構築する必要がある。
	生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加			
	地域の担い手としての高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者が支える側となることが重要 	<p>高齢者の社会参加を促進する取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者の社会参加に取り組む区市町村を支援 ・高齢者の集まる場づくりに取り組む区市町村を支援 ・シルバーパスの交付等 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村への補助事業等、一定の活用がされているが、これからも、意欲のある高齢者を実際の社会参加につなげる取り組みは引き続き必要。
	多様な生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービスが必要な高齢者の増加 ・住民互助など地域での生活支援サービスの提供が重要 	<p>生活支援サービスの充実に向けた取組を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネータの研修を実施 ・地域活動を支援するプロボノ活動の支援（ホームタウンプロジェクト） ・見守りサポーター養成に取り組む区市町村を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援体制整備 ・コーディネーター、協議会の設置は進んでいるが、区市町村によっては地域の実情に応じた体制整備に試行錯誤を重ねている場合がある。 ○東京ホームタウンプロジェクト ・プロボノによる個別の団体運営に対する支援には大きな効果を上げているが、複数の団体を巻き込んで地域づくりにつなげるような面的な支援が必要。 ・プロボノによる団体支援と、アドバイザーによる中間支援機関に対する支援の連携をより強化する必要がある。

		現状と課題	7期における取組	7期の取組を踏まえての課題
第7章	見守りネットワークの構築と安全・安心に暮らせる体制の整備			
	地域における見守り機能の低下	・一人暮らし高齢者の増加、互助機能の低下により新たな見守り体制が必要	高齢者の見守りネットワークの構築を推進します ・見守りサポーター養成に取り組む区市町村を支援 ・事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり ・高齢者の集まる場づくりに取り組む区市町村を支援	○高齢者見守り相談窓口の設置 ・新たに情報交換会を開催するなど、高齢者世帯の複合的な課題に対応できる体制づくりの支援強化に取り組んでいる。
	高齢者の権利擁護と虐待等への対応			
	高齢者の権利擁護	・判断力が十分でない高齢者の支援が必要	日常的な相談支援体制を充実します 成年後見制度の利用を促進します ・区市町村職員や介護事業所管理者の研修を実施 ・社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用などを支援 ・成年後見制度に取り組む区市町村を支援	○今後認知症高齢者等支援が必要な人の増加が見込まれる。 ○利用者と後見人候補者とのマッチング支援、関係機関と連携した後見人選任後の定期支援を進め、後見人選任の前後で適切な後見の利用を促進している。 ○令和2年2月に専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と協定を締結し、区市町村が専門職団体の協力を受けられるよう支援する体制を強化した。 ○引き続き、どの地域においても必要な方が成年後見制度を安心して適切な支援を受けられるよう体制整備を図っていく必要がある。
高齢者虐待への対応	・高齢者虐待の相談・通報件数の増加	虐待防止対応のための体制を確保します ・区市町村職員や介護事業所管理者の研修を実施 ・高齢者虐待防止に取り組む区市町村を支援	・養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は増加し続けている（平成30年度：3,759件） ・区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備は少しずつ進んできているが、依然として地域差があるため、引き続きの支援が必要	